

次期かごしま子ども未来プランの策定について

現行の「かごしま子ども未来プラン2015」及び「県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画期間が平成31年度までとなっており、次期計画を今年度中に策定する。

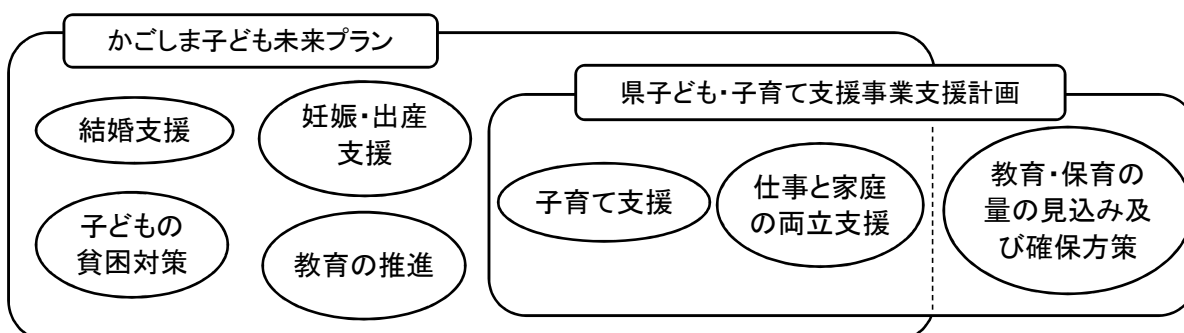
策定の際は、両計画を一体的に策定する。

参考：行動計画策定指針 ー 3 市町村行動計画等については、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく…

<現行計画の比較>

計画名	かごしま子ども未来プラン2015 (H28.3)	鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画 (H27.3)
根拠法	次世代育成支援対策推進法 (H27.4~R7.3) ※H26に改正・延長 ※時限立法	子ども・子育て支援法 (H24.8)
	(都道府県行動計画) 第九条 都道府県は、行動計画策定指針に則して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育て支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良質な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成新対策の実施に関する計画を策定することができる。	(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画) 第六十二条 都道府県は、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
	※厚生労働大臣が行動計画策定指針を定める	※内閣総理大臣が基本指針を定める
関連する国の計画	少子化社会対策大綱	
計画年度	H27年度～令和元年度（5年間）	H27年度～令和元年度（5年間）
計画概要	・結婚、妊娠・出産、子育て、子育て世帯の働き方などの少子化対策及び子育て支援を総合的に包括	・子育て支援のうち、幼児期の教育・保育の推進及び地域の子ども・子育て支援を主体とする ・各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方を記載
包含する計画	・母子保健計画 ・子ども・若者計画 ・貧困対策計画	・母子家庭等及び寡婦自立促進計画 ・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

○内容イメージ図



「次期かごしま子ども未来プラン」の要点

1 プラン策定の背景・考え方

国における動き

- ・H26年4月 「次世代育成支援対策推進法」延長 (H27.4～H37.3)
- ・H27年3月 少子化社会対策大綱
- ・H27年4月 子ども・子育て支援新制度本格施行
- ・H29年3月 働き方改革実行計画
- ・H29年6月 子育て安心プラン(待機児童)
- ・H29年12月 新しい経済政策パッケージ(無償化)
- ・H30年9月 新・放課後子ども総合プラン(待機児童)

少子化等に関する県民意識調査 (H30.11)

- 理想の子ども数3人, 実際に持ちたいのは2人
- 子育てをする上で悩みや不安を持つ人は78%

本県における少子化や子育てを巡る現状

- 未婚化, 晩婚化による少子化の進行に歯止めをかけることが必要
- 核家族化の進展, 地域のつながりの希薄化など, 家族や地域の状況に対応した子育て支援が必要

(プランの位置づけ)

国における新たな動きや, 本県における少子化や子育て支援の現状等を十分に踏まえながら, 本県の少子化対策や子育て支援, 母子保健対策等に関する施策を総合的に推進していくための指針として策定

※次世代育成支援対策推進法 (H27年度～R6年度) に基づく次世代育成支援行動計画
(前期計画: H27年度～R1年度 後期計画: R2年度～R6年度)

※次の計画と一体のものとして策定

- ・子ども・子育て支援事業支援計画
- ・母子保健計画
- ・子ども・若者計画
- ・貧困対策計画
- ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画
- ・放課後子ども総合プラン行動計画

2 プランの基本理念・基本目標

基本理念

子どもを産み育てやすい鹿児島を目指して
～子どもたちの笑顔と未来のために～

基本目標

個々人の結婚, 妊娠・出産, 子育ての希望が, 県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し, 少子化に歯止めをかけるとともに, 次世代の育成を支援します。

施策の方向

※別紙「体系図(案)」参照

- ・結婚, 妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり 乳幼児医療の拡充 産科医不足の解消
- ・安心して子育てができる社会づくり 幼児教育・保育の無償化 保育士確保・処遇改善 子どもの安全
- ・子どもの夢や希望を実現できる環境づくり 教育環境の向上 特別支援教育の充実
- ・子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり 児童虐待防止 子どもの貧困対策
- ・ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり 働き方改革 若者の就職支援

3 プランの推進体制

- 庁内の「少子化対策推進本部」において総合調整を行い, 全庁的にプランを推進
- 外部の「県子ども・子育て支援会議」において意見を伺いながら, プランを推進
- 具体的施策を計画的に推進していくための指標として, 少子化対策に直結する数値目標を設定
- 県民意識調査を実施し, 効果を検証

次期かごしま子ども未来プラン策定スケジュール

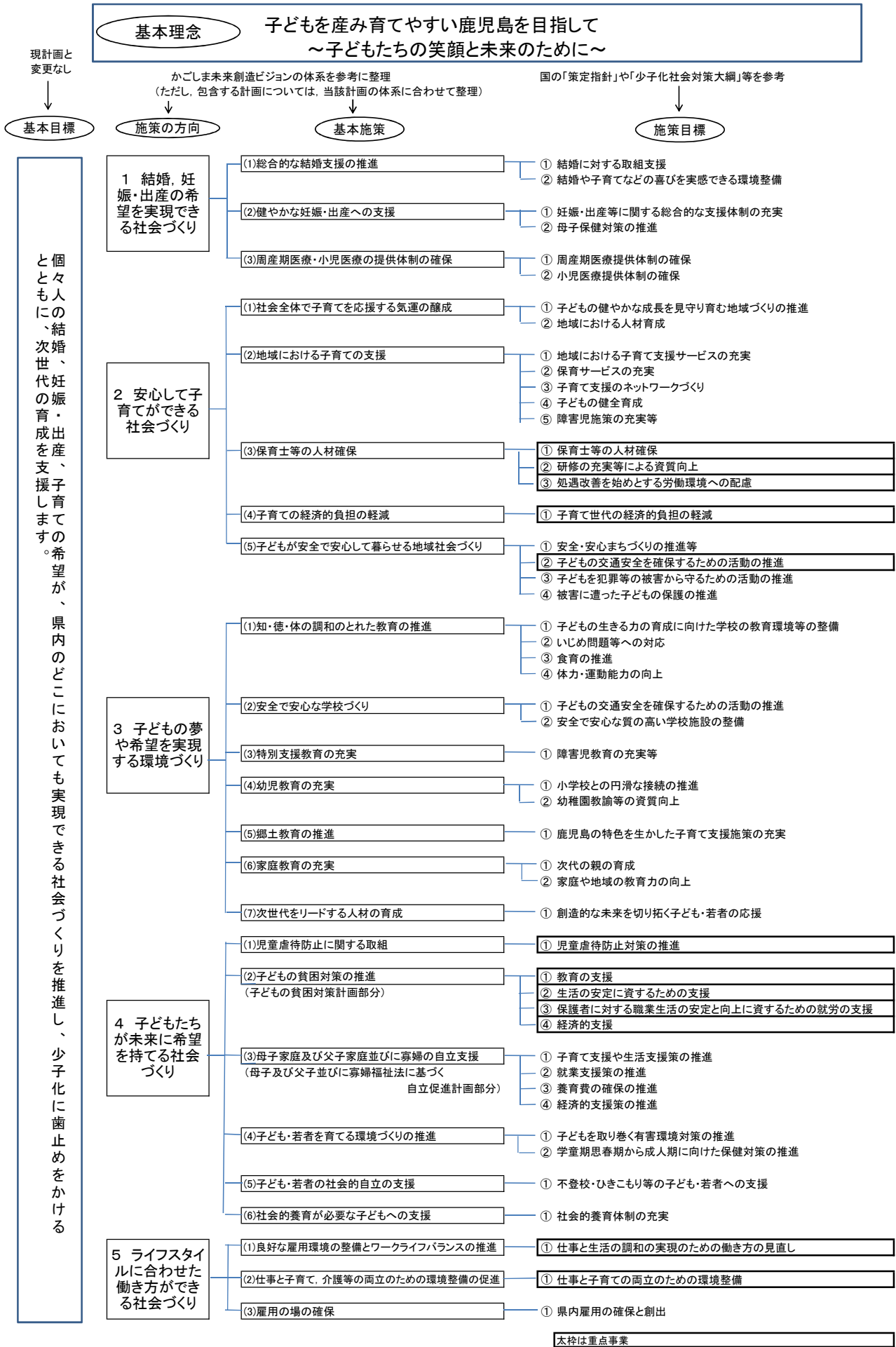
年月	内 容 (会議日は仮)	計画策定体制				議会
		少子化対策推進本部			子ども・子育て支援会議	
		作業部会	幹事会	本部会議		
H30年度	少子化に関する県民意識調査					
R元年度						
4月	現計画に係るH30実績及びH31関連事業計画照会					
5月						臨時議会 (5/8～10)
6月	少子化対策推進本部作業部会（体系案提示） 6/28	●				6月議会
	少子化対策推進本部幹事会 7/25		●			
8月	少子化対策推進本部 8/5			●		
9月	子ども・子育て支援会議 9/5				●	
	素案確認依頼（主管課経由）	○ <small>(必要に応じ)</small>				9月議会
10月	素案確認回答期限					
	少子化対策推進本部幹事会 10月中旬		●			
11月	少子化対策推進本部 11月上旬			●		
	子ども・子育て支援会議 11月下旬				●	
12月	県議会における素案説明（環境厚生委員会） 12月中旬					12月議会 ●
1月	素案に係るパブリックコメント（12/13～1/12）					
2月	子ども・子育て支援会議（新プラン案提示） 2月中旬				●	
3月	県議会における新プラン説明（環境厚生委員会） 3月中旬					3月議会 ●

新プラン策定

次期かごしま子ども未来プラン 目次(案)

	現未来プラン	現支援計画
1 計画の策定について	-	-
1 計画策定の趣旨	○	○
2 計画の位置づけ	○	○
3 計画の期間	○	○
2 計画策定の背景	-	-
1 少子化の進行と未来予測	○	○
2 「結婚から妊娠・出産, 子育て」と「子ども」を取り巻く環境	○	○
3 これまでの取組と成果		
3 計画の推進体制等	-	-
1 推進体制	○	○
2 点検, 評価, 見直し	○	○
4 基本理念及び基本目標	-	-
1 基本理念及び基本目標	○	
2 重点目標及び施策の方向	○	
3 体系図	○	
5 施策展開の方向(各論)	○	○
6 子ども・子育て支援新制度の推進	-	-
1 幼児期の学校教育・保育の提供体制		○
2 量の見込み及び提供体制		○
3 教育・保育の量の見込み及び提供体制(地域別)		○
4 放課後児童クラブの研修方法, 実施回数等	-	○
7 数値目標	○	
8 参考資料	-	-
1 計画策定の経過	○	
2 鹿児島県子ども子育て支援会議条例	○	○
3 鹿児島県子ども子育て支援会議委員	○	○
4 県民意識調査結果(概要)	○	
5 関係機関連絡先一覧	○	

次期かごしま子ども未来プラン 体系図(案)



(参考) 現プラン目次

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	3
1 少子化の進行	
(1) 全国及び本県の出生の動向	3
(2) 少子化の要因・背景	6
(3) 本県の地域特性	9
(4) 少子化が社会に与える影響	12
2 「結婚から妊娠・出産、子育て」と「子ども」を取り巻く環境	
(1) 結婚、妊娠・出産を希望する人への支援	13
(2) 子どもを安心して生み育て、次代の親の健全育成を支援	16
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	18
(4) 地域社会全体で子育てを応援	20
第3章 基本理念及び基本目標	21
1 基本理念及び基本目標	21
2 重点目標及び施策の方向	22
3 体系図	29
第4章 施策展開の方向	30
第4章構成一覧	31
[1] ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援	
1 総合的な結婚支援の推進	
(1) 結婚への支援	32
2 安心して妊娠・出産するための支援の推進	
(1) 妊娠・出産等に関する総合的な支援	34
3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進	
(1) 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援	38
(2) 子育ての経済的負担の軽減	47
(3) 子どもの健康の確保及び増進	49
(4) 障害児や要保護児童等への対策の推進	56
(5) 子どもの貧困対策の推進	63
(6) 子ども・子育てに安全・安心なまちづくりの推進	67
(7) 鹿児島島の特色を生かした施策の推進	70
4 成長に応じた教育の推進	
(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	72

5	仕事と子育てへの両立支援等の推進	
	(1) 仕事と生活の両立の推進	80
	(2) 雇用の場の確保	83

[2]	社会全体で行動し、少子化対策を推進	
1	結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり	
	(1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進	85
	(2) 子育てを支援する生活環境の整備	86
	(3) 子どもの安全の確保の推進	89
2	企業の実践促進	
	(1) 企業の少子化対策や両立支援の実践を促進	93

第5章 数値目標 94

第6章 計画の推進体制 97

1	県民との協働	97
2	市町村との連携	97
3	県における推進体制	97

参考資料

1	計画策定の経過	98
2	鹿児島県子ども・子育て支援会議条例	99
3	鹿児島県子ども・子育て支援会議委員	100
4	少子化対策に関する県民意識調査結果（概要）	101
5	関係機関連絡先一覧	105

「かごしま子ども未来プラン2015」数値目標の実績評価

1 合計

区分		項目数	割合	A+B+Cの割合
評価	A	20	37.0%	70.4%
	B	13	24.1%	
	C	5	9.3%	
	D	16	29.6%	
	合計	54	100%	

【評価基準】

A評価：最終目標(R元)を達成

B評価：最終目標(R元)の80%(4/5か年)を達成

C評価：最終目標(R元)の68%(4/5か年の85%)を達成

D評価：A評価～C評価以外

2 内訳

(1) 重点目標

区分		項目数	割合	A+B+Cの割合
評価	A	8	47.1%	70.6%
	B	2	11.8%	
	C	2	11.8%	
	D	5	29.4%	
	合計	17	100%	

A評価：子育てがしやすくなったと感じる人の割合、仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える県民の割合 等

B評価：ファミリー・サポート・センター設置か所数 等

C評価：子育て世代包括支援センターの設置市町村数 等

D評価：保育所待機児童、放課後児童クラブ待機児童数 等

(2) 重点目標以外

区分		項目数	割合	A+B+Cの割合
評価	A	12	32.4%	70.3%
	B	11	29.7%	
	C	3	8.1%	
	D	11	29.7%	
	合計	37	100%	

A評価：積極的に育児に参加している父親の割合 等

B評価：かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数 等

C評価：幼稚園における預かり保育の実施率 等

D評価：子育て短期支援事業の受入可能者数 等

平成30年度「かごしま子ども未来プラン2015」数値目標実績

1 重点目標

番号	数値目標項目	単位	現状 (計画策定時) (平成26年度) ①	実績値 (平成30年度) ②	目標 (平成31年度) ③	最終目標進捗率 (%) ④=②/③	最終年度 目標達成状況 ⑤	備考
1	婚活サポーターの委嘱数	人	244	307	1,000	30.7%	D	
2	婚活イベントの年間情報提供数	回	20	77	70	110.0%	A	
3	平均初婚年齢	歳	男性 30.5歳 女性 29.0歳	男性 30.4歳 女性 29.1歳	現状より若くする	一部未達成	D	
	A いずれは、結婚しようとする未婚者の割合	%	70.3	68.5	増加させる	減少 (未達成)	D	
4	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	—	15	20	75.0%	C	
	B 予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合	%	63.1	74.7	増加させる	増加	A	
5	保育所等待機児童数	人	232	244	0	増加 (未達成)	D	
6	地域子育て支援拠点の設置か所数	か所	82	104	97	107.2%	A	
7	延長保育事業の受入可能者数	人	13,995	28,268	28,107	100.6%	A	
8	病児保育事業の延べ受入可能者数	人	14,014	46,988	40,941	114.8%	A	
9	放課後児童クラブ待機児童数	人	246	437	0	増加 (未達成)	D	
10	ファミリー・サポート・センター設置か所数	か所	12	19	20	95.0%	B	
	C 子育てがしやすくなったと感じる人の割合	%	7.6	20.8	増加させる	増加	A	
	D 妊娠・出産、子育てに関する医学的・科学的に正しい知識を理解している人の割合 ①女性の妊娠する力は歳を重ねるとつれて下がっていく ②男性も歳を重ねると精子の数が減る	%	—	①94.5 ②84.9	70.0%	①135.0% ②121.3%	A	
11	男性の育児休業取得率	%	1.3	5.5	6.4	85.9%	B	
12	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	%	50.7	54.2	70	77.4%	C	
	E 仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える県民の割合 (※)	%	9.8	15.4	増加させる	増加	A	

2 包含する計画において掲げる目標値

(母子保健計画関係)

番号	数値目標項目	単位	現状 (計画策定時) (平成26年度) ①	実績値 (平成30年度) ②	目標 (平成31年度) ③	最終目標進捗率 (%) ④=②/③	最終年度 目標達成状況 ⑤	備考
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	%	88.8	90.7	100.0	90.7%	B	
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	3.0	2.4	0.0	(未達成)	D	暫定値
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	%	4.3	0.8	0.0	(未達成)	D	暫定値
4	全出生児に占める低出生体重児の割合 (出生体重2,500g未満)	%	10.4	11.5	減少させる	増加	D	H29年度実績 (H30はR2.3頃発表)
5	乳児死亡率(出生千対)	%	2.5	2.6	減少させる	増加 (未達成)	D	H29年度実績 (H30はR2.3頃発表)
6	子育て世代包括支援センターの設置市 町村数(再掲)	市町村	-	15	20	75.0%	C	
7	産後ケアの事業に取り組む市町村数	市町村	3	20	20	100.0%	A	
8	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる 市町村数	市町村	40	41	全市町村	95.3%	B	
9	養育支援訪問事業に取り組んでいる市 町村数	市町村	17	22	全市町村	51.2%	C	
10	育てにくさを感じたときに何らかの解決方 法を知っている親の割合	%	84.0	78.7	増加させる	減少 (未達成)	D	暫定値
11	積極的に育児に参加している父親の割 合	%	48.5	65.0	増加させる	増加 (達成)	A	暫定値
12	四種混合の予防接種率	%	91.9	101.8	95.0以上	106.3%	A	
13	麻しん・風疹(MR)の予防接種率	%	92.4	97.4	95.0以上	102.5%	A	
14	3歳児でむし歯のない者の割合	%	75.5	81.2	82.5	98.4%	B	
15	12歳児でむし歯のない者の割合	%	51.5	58.1	57.4	101.2%	A	
16	10代の人工妊娠中絶実施率 (15～19歳人口千対)	人	7.9	5.1	7.0	減少	A	H29年度実績 (H30はR2.3頃発表)
17	10代の性感染症の報告数 (1定点医療機関あたり)	人	4.56	3.63	減少させる	減少	A	
18	10代の自殺率 (当該年齢人口10万対)	人	2.5	1.4	減少させる	減少	A	H29年度実績 (H30はR2.3頃発表)

(子どもの貧困対策計画関係)

番号	数値目標項目	単位	現状 (計画策定時) (平成26年度) ①	実績値 (平成30年度) ②	目標 (平成31年度) ③	最終目標進捗率 (%) ④=②/③	最終年度 目標達成状況 ⑤	備考
1	ひとり親家庭自立支援給付金の支給者数	人	1,280	1,308	1,320	99.1%	B	
2	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	市町村	3	3	10	30.0%	D	

(子ども・若者計画)

番号	数値目標項目	単位	現状 (計画策定時) (平成26年度) ①	実績値 (平成30年度) ⑤	目標 (平成31年度) ⑥	最終目標進捗率 (%) ⑦=⑤/⑥	最終年度 目標達成状況 ④	備考
1	かごしま子ども・若者総合相談センターの年間相談数	件	743	544	増加させる	減少 (未達成)	D	

3 その他

番号	数値目標項目	単位	現状 (計画策定時) (平成26年度) ①	実績値 (平成30年度) ②	目標 (平成31年度) ③	最終目標進捗率 (%) ④=②/③	最終年度 目標達成状況 ⑤	備考
1	障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成(幼・小・中・高校)	%	96.4	100.0	100.0	100.0%	A	
2	障害のある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成(幼稚園・小・中・高校)	%	94.8	100.0	100.0	100.0%	A	
3	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	店舗	1,849	1,843	2,100	87.8%	B	
4	特定教育・保育施設等の自己評価・第三者評価の実施率	%	—	88.4	100.0	88.4%	B	
5	一時預かり事業の延べ受入可能者数	千人	311	773	1,484	52.1%	D	
6	休日保育の実施か所数	か所	23	25	30	83.3%	B	
7	子育て短期支援事業の受入可能者数	人	1,442	1,365	2,170	62.9%	D	
8	幼稚園における預かり保育の実施率	%	—	71.5	100.0	71.5%	C	
9	利用者支援事業実施箇所数(母子保健型除く)	か所	2	14	42	33.3%	D	
10	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	人	—	1,805	1,500	120.3%	A	
11	保育の質の向上のための研修総受講者数	人	101	1,034	450	229.8%	A	
12	認可保育所等の利用定員総数	人	—	41,757	44,269	94.3%	B	
13	交通安全教育の普及	回	314	256	320	80.0%	B	
14	「育児の日」における企業の取組状況	社	123	126	200	63.0%	D	
15	かごしま子育て応援企業登録数	社	263	452	470	96.2%	B	
16	男性の家事・育児時間	時間	0時間53分	1時間03分	1時間07分	94.0%	B	H28年度実績 (次回発表はR3)

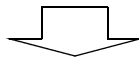
県設定区域(案)について

1 県設定区域について (県支援事業支援計画必須記載事項) 〔法第62条第2項第1号, 基本指針第三の四の1〕

県は,

- ・教育・保育の量の見込み
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
(確保方策)

を定める単位となる区域を設定する。



教育・保育施設の認可, 認定の際に行われる需給調整の判断基準

- 区域の設定は, 市町村区域の設定状況を勘案し, 広域利用等の実態を踏まえ
行うこととなっている。

(県設定区域は, 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共
通の区域設定とすることが基本)

2 市町村における設定区域数及び広域利用の状況

(1) 市町村における区域の設定状況 (素案)

区域数	市町村数
1	37
2	1
3	2
6	1
7	1
14	1
合計	43

(2) 広域利用の状況

居住市町村外施設利用率 県平均 2.3% (参考: 現計画策定時 2.1%)

※ 詳細については, 次ページのとおり

3 区域の設定 (案)

複数の市町村を一つの区域とすることが必要な広域利用の状況がないため, 県設定区域は市町村単位とする。

(県の区域の設定は, 区域をまたがる利用を妨げるものではない。)

- 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に、指針の見直しを行う。
- なお、多くの市町村等で、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されている。(1,504市区町村(96.8%)、37都道府県(78.7%)で一体的に策定。(平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ))

<具体的な改正事項> ※ このほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知)の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追加
- 社会的養育の充実について、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定する旨更新
- 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- 医療的ケア児に関する記載の追加
- 登下校防犯プラン(平成30年6月22日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加
- 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

1

参考

○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3～8 (略)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3～8 (略)

2

改正の背景

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。
- そのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

改正の内容

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・ 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。(第三の二(三)関係)
- ・ 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。(別表第三の三関係)

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、以下の事項等を追記。(第三の三(一)、四(一)、別表第三の四関係)
 - ・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・ 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定すること。(第三の四(二)関係)

1

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。(第三の一(六)関係)
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二(一)、(二)(1)関係)
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二(二)(1)関係)
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三(三)関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四(四)関係)に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四(五)(四)関係)
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六(三)関係)

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二(四)関係)
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。(第三の四(三)関係)

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

適用期日

令和2年(2020年)4月1日 ※(4)及び幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正は本年10月1日

2